

(保険医療機関における書面掲示)

患者さまへのご案内

保険医療機関における書面掲示(施設基準等)について

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に基づき、以下の加算算定についてウェブサイト上への掲載も行っております。ご不明な点がございましたら、受付または医師におたずねください。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、診療報酬に定める「電子的診療情報連携体制整備加算3」の施設基準を満たしています。

当院では次のような医療DX(デジタル技術を活用した医療)の体制を整えています。

- ・オンライン請求およびオンライン資格確認システムを導入しています。
- ・マイナ保険証を利用した資格確認を行い、必要な診療情報を取得して活用しています。
- ・診療報酬明細書は、患者さんの求めに応じて無償で交付しています。
- ・取得した診療情報を適切に管理し、質の高い外来診療および在宅医療の提供に努めています。

明細書発行体制等加算

当院は療担規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には、「診療報酬明細書」「領収書」を交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

○当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。

○一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

医療法人桜心会
さくらこころのクリニック
院長 荒木 桂